

令和4年12月21日

第114回 神戸市個人情報保護審議会

神戸市療育センターにおける  
マイナンバーカード等を用いたオンライン資格  
確認システムの導入について

(こども家庭局)

神こ家第 4670 号  
令和 4 年 12 月 15 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 12 条の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

神戸市療育センターにおけるマイナンバーカード等を用いた  
オンライン資格確認システムの導入について  
(条例第 12 条「電子計算機の結合の制限」について)

担当：こども家庭局家庭支援課

神戸市療育センターにおけるマイナンバーカード等を用いた  
オンライン資格確認システムの導入について  
(条例第 12 条「電子計算機の結合の制限」について)

【オンライン資格確認システムのために電子計算機の結合を実施する情報項目】

マイナンバーカード又は被保険者証による資格確認時

○資格確認情報

- ・資格確認区分
- ・資格確認日
- ・資格確認照会用情報
- ・保険者番号
- ・被保険者証記号
- ・被保険者証番号
- ・被保険者証枝番
- ・生年月日
- ・限度額適用認定証提供同意フラグ
- ・任意の識別子（医療機関固有項目）
- ・処理結果状況
- ・処理結果コード
- ・処理結果メッセージ
- ・資格有効性

○資格情報

- ・資格確認結果
- ・被保険者証区分
- ・本人・家族の別
- ・被保険者氏名
- ・氏名
- ・氏名（その他）
- ・氏名カナ
- ・氏名カナ（その他）
- ・性別 1
- ・性別 2
- ・住所
- ・郵便番号
- ・被保険者証交付年月日
- ・被保険者証有効開始年月日
- ・被保険者証有効終了年月日
- ・被保険者証一部負担金割合

- ・未就学区分
- ・資格喪失事由
- ・保険者名称

○**限度額適用認定証関連情報**（情報の提供に同意した場合）

- ・認定区分
- ・認定証適用区分
- ・交付年月日
- ・有効開始年月日
- ・有効終了年月日
- ・長期入院該当年月日

○**特定疾病療養受療証情報**（情報の提供に同意した場合）

- ・疾病区分
- ・有効開始年月日
- ・有効期間年月日
- ・自己負担限度額

○**照会番号**

神戸市療育センターにおけるマイナンバーカード等を用いた  
オンライン資格確認システムの導入について  
(条例第12条「電子計算機の結合の制限」について)

1. 趣旨

令和元年5月22日に公布された「医療保険制度の適正かつ効率的な運用を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第9号。)において、マイナンバーカードを健康保険証(国民健康保険被保険者証及び後期高齢者医療被保険者証を含む。以下同じ。)として利用できるようになり、厚生労働省がオンライン資格確認等システムを構築し、令和3年10月から「オンライン資格確認」が開始されている。その後、令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針2022)」において、令和5年4月から保険医療機関・薬局へのオンライン資格確認の導入を原則義務化する方針が打ち出された。

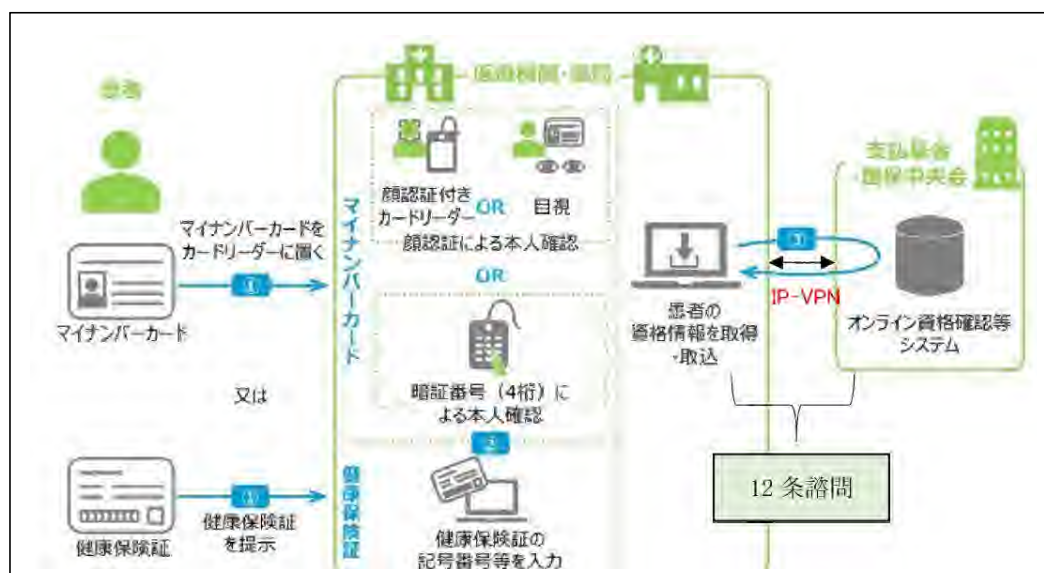
オンライン資格確認等システムの導入にあたり、神戸市療育センターが保有するシステムと社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会が保有するオンライン資格確認等システムをオンラインで接続する。

オンライン資格確認が開始されることにより、マイナンバーカードの暗証番号入力や顔認証、健康保険証の記号番号等の入力により、オンライン資格情報の確認が可能となる。

2. 概要

(1) 事務の流れ

オンライン資格確認の事務の流れは下記のとおりである。



1) 患者がマイナンバーカードを利用する場合

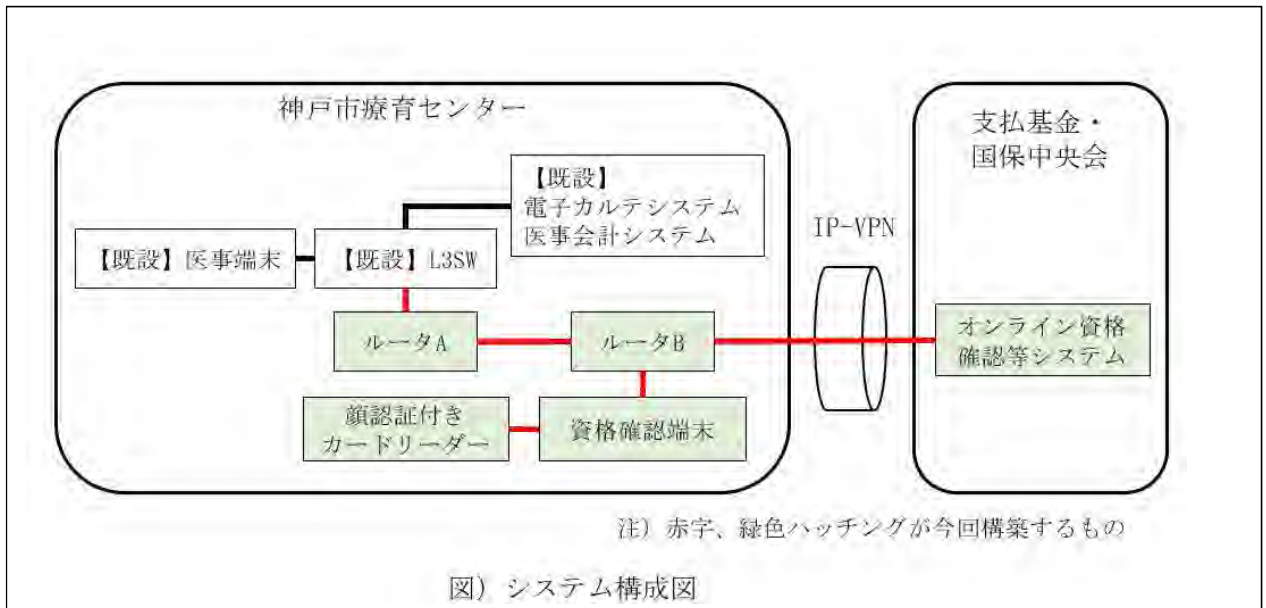
- ①患者は療育センター診療所(以下、診療所)受付に設置されたカードリーダーにマイナンバーカードをセットする。
- ②患者はカードリーダーにおいて顔認証または暗証番号(4桁)による本人確認を行う。
- ③診療所は患者の保険情報等をオンライン資格確認等システムに照会し、必要な患者の資格情報を取得・取込を行う。

2) 患者が健康保険証を利用する場合

- ①患者は健康保険証を診療所に提示する。
- ②診療所は患者の健康保険証の記号番号を資格確認端末に入力する。
- ③診療所は患者の保険情報等をオンライン資格確認等システムに照会し、必要な患者の資格情報を取得・取込を行う。

(2) 構築するシステムの構成図

オンライン資格確認システムにて構築するシステムの構成図は以下のとおりである。



- 1) 各診療所における、資格確認端末等を含む医療情報システムと、外部のオンライン資格確認等システムとは、閉域 IP 網を利用した IP-VPN 方式とする。
- 2) また、IP-VPN 方式は、センターエンド型（1 対 N 接続）のネットワークサービスを利用しており、エンド対エンド（医療機関間）での通信が不可になるよう制御されている。
- 3) 各診療所で設置するルータ A においては、医事会計システムから資格確認端末への通信を許可し、資格確認端末から医事会計システムへの通信を拒否するためのステートフルインスペクション機能(※1)の有効化するしくみを構築する。
- 4) 各診療所に設置するルータ B においては、ステートフルインスペクションの機能を有効化し、資格確認端末と支払基金・国保中央会のオンライン資格確認等システムの通信を許可し、他から資格確認端末への通信を拒否するしくみを構築する。
- 5) 以上による他、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版」に準拠し、システムを構築する。

【注釈】

(※1) 外部からの接続を遮断しつつ、必要な一方向の通信のみ許可することができる機能。

### (3) 取扱う個人情報のデータの流れ

例として、マイナンバーカードを用いて顔認証を行い、資格確認を実施するデータの流れは別紙のとおりである。

## 3. 効果

「オンライン資格確認」の導入により、患者や医療者は以下のメリットを享受できることになる。

- (1) オンラインで資格を確認することにより、診療所の窓口で、直ちに資格確認ができるようになり、失効した健康保険証による過誤請求の減少が期待できる。
- (2) 顔写真入りのマイナンバーカードに搭載されている利用者証明用電子証明書を活用することで、診療所において被保険者の確実な本人確認が可能になる。
- (3) 患者や患者の保護者が転職などで保険者が変わっても新しい保険者が資格情報を登録することで、新たな健康保険証の発行を待たずに診療所を受診できる。

## 4. 実施時期

令和5年1月～

## 5. 想定件数

当初想定、月120件程度（3療育センター）

（ただしマイナンバーカードの普及に伴い、件数は増加していくものと思われる。）

## 6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」、「神戸市情報セキュリティポリシー」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版」、「オンライン資格確認等、セキュリティに関するガイドライン」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

### (1) システム上の保護

- ①オンライン資格確認で利用する院外のネットワークはIP-VPN方式を利用する。
- ②オンライン資格確認等で導入する端末は、オンライン資格確認用電子証明書の設定を実施する。
- ③関連するシステムにはウィルス対策ソフトを装備してシステム内にウィルスの侵入を未然に防止する。
- ④ウィルス対策ソフトは常に最新のパターンファイルに更新する。
- ⑤顔写真データ等の承認処理に関するデータは、保持せず消去し、データの取り出しは不可の仕組みとし、また、操作ログを出力し、処理の証拠を残す。

## (2) 運用上の保護

### (ア) 受付窓口事務の委託について

- ①業務を委託する場合は、個人情報の保護及び情報セキュリティの遵守を定めた委託契約約款に基づき厳格に管理させる。
- ②委託業務に従事する者が、知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用させないよう必要な措置を講じさせる。

### (イ) 診療所内の対策

- ①個人情報の適正な取り扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修および指導を定期・臨時で行うとともに、個人情報の適正管理について監査を毎年実施する。
- ②ユーザーの登録・解除、権限設定等を行うことで、業務上必要な職員だけが使用できるように厳密に管理する。



図) マイナンバーカードを用いて顔認証を行う場合の主たるデータの流れ

